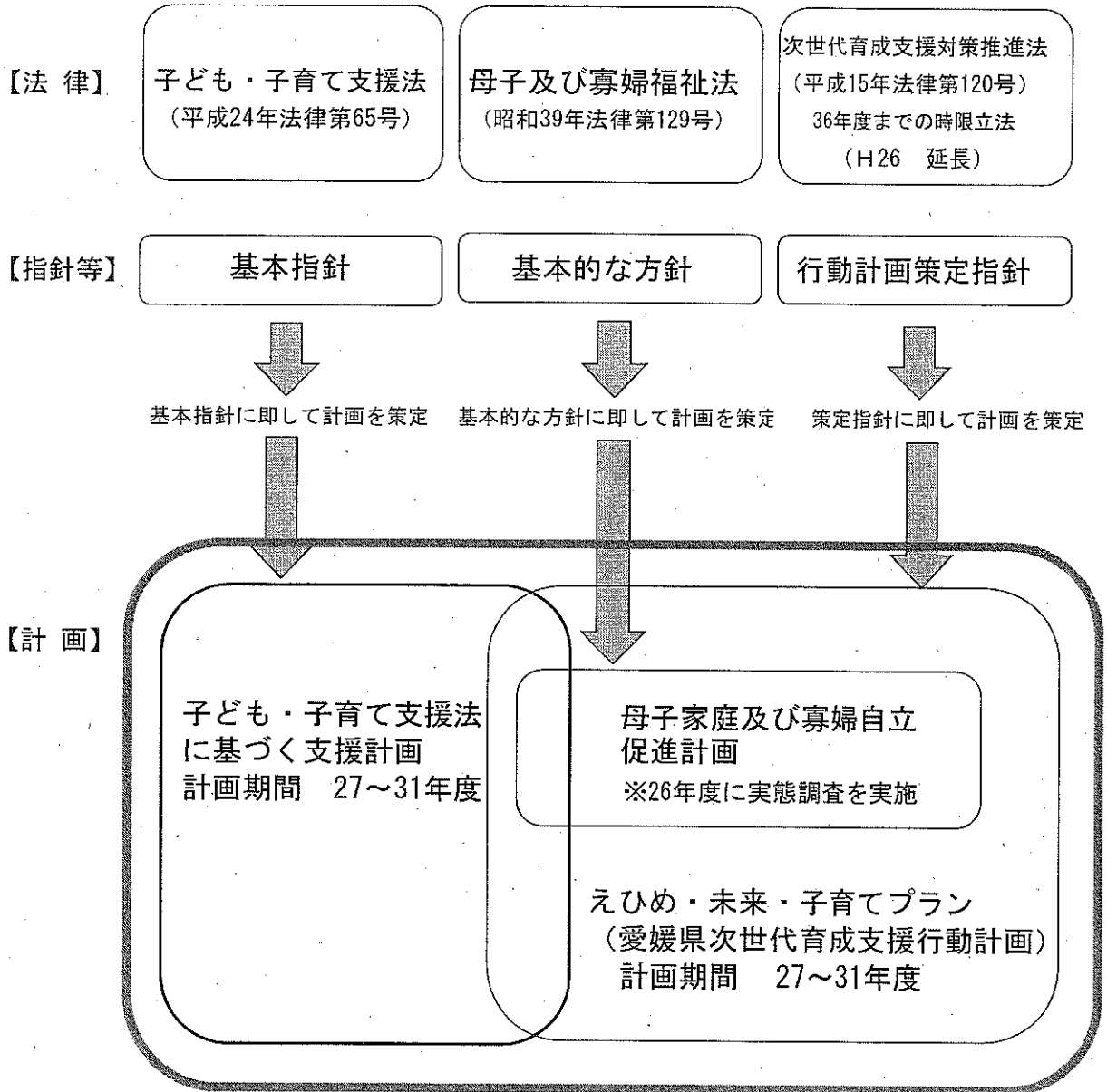


愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画の構成



愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画 (仮称)

愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)の策定スケジュール

		26年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区分													
愛媛県子ども・子育て会議	第1回会議												
	会議設置												
市町子ども・子育て支援事業計画	支援事業計画の量の見込みを検討												
	「支援事業計画の量を確保方策」等を検討、調整												
愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画	新制度、県計画、計画策定スケジュールの説明												
	「えひめ・未来・子育てプラン」(前期計画:17~21年度、後期計画:22~26年度)については、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画であるとともに、母子及び子育て支援法に基づき母子家庭及び子育て自立促進計画の性格も併せ持つものとして位置付けられている。 なお、母子家庭及び子育て自立促進計画の策定に当たっては、国が定めた母子家庭及び子育て自立促進計画の策定と向上のための措置に関する基本的な方針を踏まえ、事前に県内のひとり親家庭の実態を調査し、その結果を評価・分析し、現状における問題点を把握した上で策定する必要があるため、16年度において実態調査を実施している。 えひめ・未来・子育てプランが26年度末で終期を迎えることに伴い、母子家庭及び子育て自立促進計画については、今回、27年度を計画期間の始期とする、子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て支援事業支援計画と一本化して新たに策定することとしており、26年度において、ひとり親家庭実態調査を実施するものである。												
	調査対象世帯の抽出												
	委託業者の選定												
	アンケート調査の実施												
	アンケート調査の集計、評価・分析												
	県内検討会												
	県内検討会												
	県行動計画案を提示し意見聴取												
	県計画(案)を提示し意見聴取												
	教育・保育の必要量と確保方策の確定												
	市町計画(案)の策定												
	パブリックコメント												
	パブリックコメント												
	市町計画の確定												
	県計画の確定												

次世代育成支援対策推進法に基づく県地域計画 「えひめ・未来・子育てプラン」について

1 えひめ・未来・子育てプラン策定の目的

本県における少子化の流れを是正し、県民が安心して子どもを産むことができ、また生まれた子どもたちが明るく健やかに育ち、活力あふれる未来の愛媛を創あげていけるよう、次世代に向けた基本となる行動計画を策定する。

2 計画の構成

①地域の視点、②親の視点、③子どもの視点、という3つの基本理念の下、成長段階に応じた次の7つの基本目標を掲げ、その下に21の基本施策、さらにその下に81の具体的な施策と85の目標指標を掲げる。

【基本目標】

- i 《結婚前後期》「子育ての夢」が感じられる“えひめ”
- ii 《妊娠前後期》「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”
- iii 《乳幼児期》「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”
- iv 《学童・思春期》「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”
- v 《子育て全期間》「子どもにぬくもりのある暮らし」を保証する“えひめ”
- vi 《子育て全期間》「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”
- vii 《子育て全期間》「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

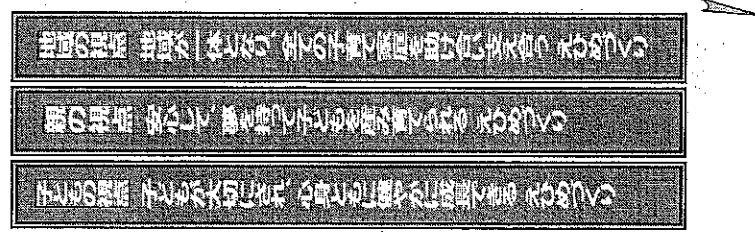
3 次世代育成支援法の改正

平成26年4月に法の一部が改正され、26年度末までの時限立法だったものが10年間延長された。

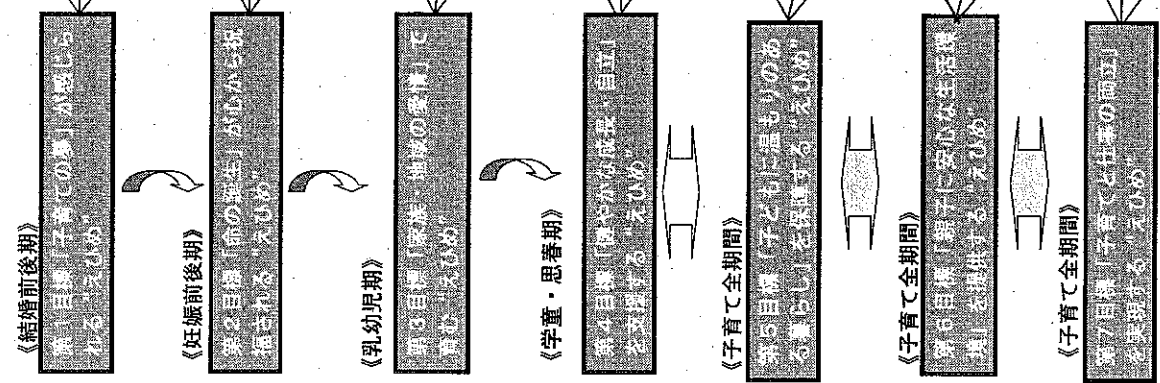
今後、行動計画策定指針が、内容を充実・強化して改正される見込み。

3 施策体系

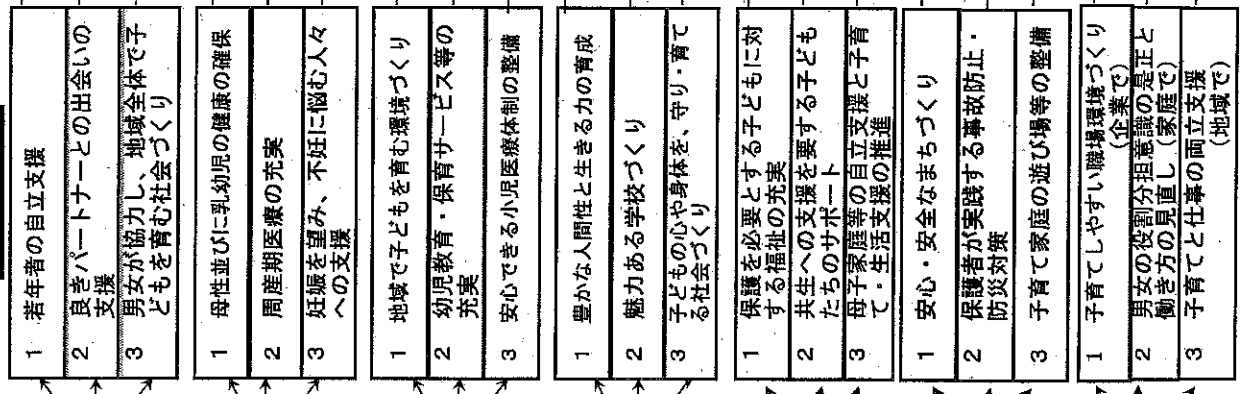
3つの基本理念



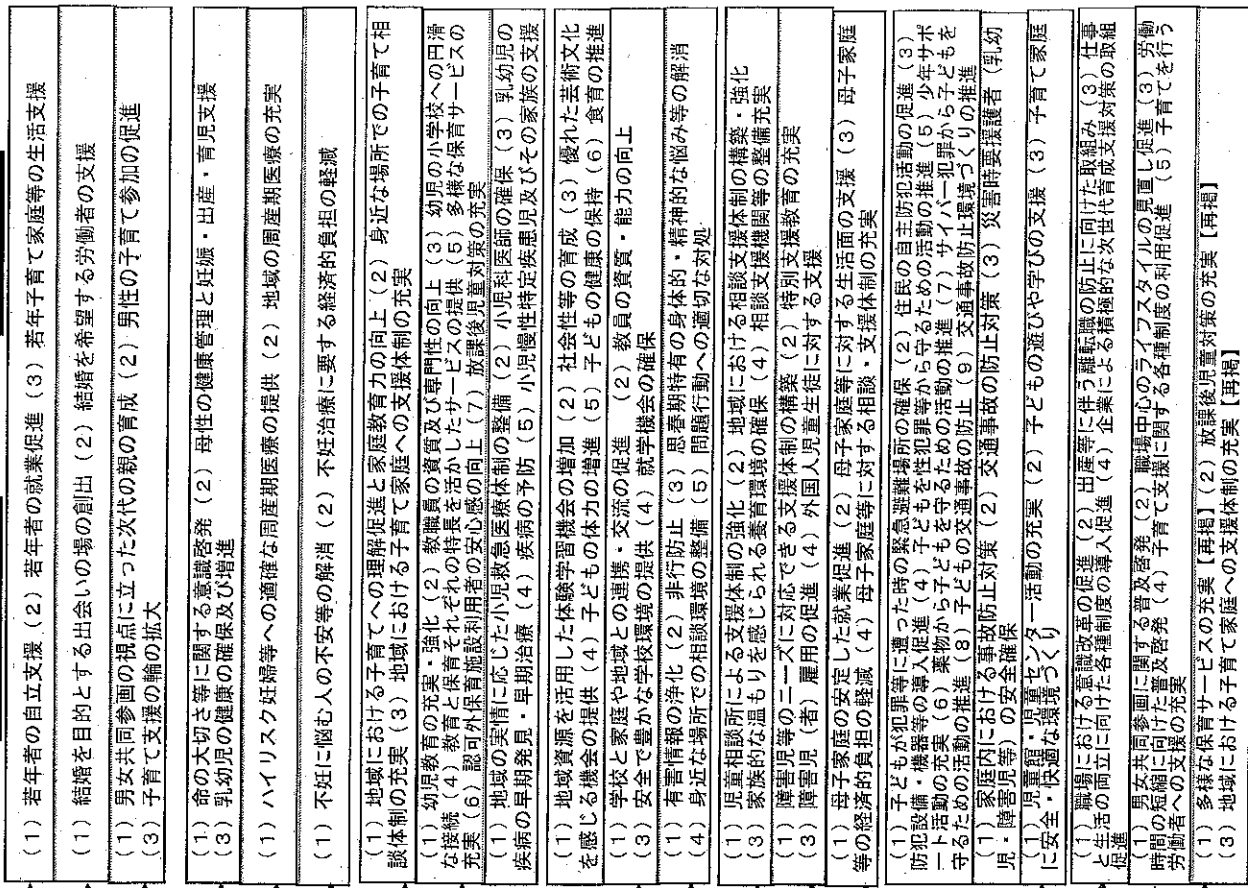
7つの基本目標



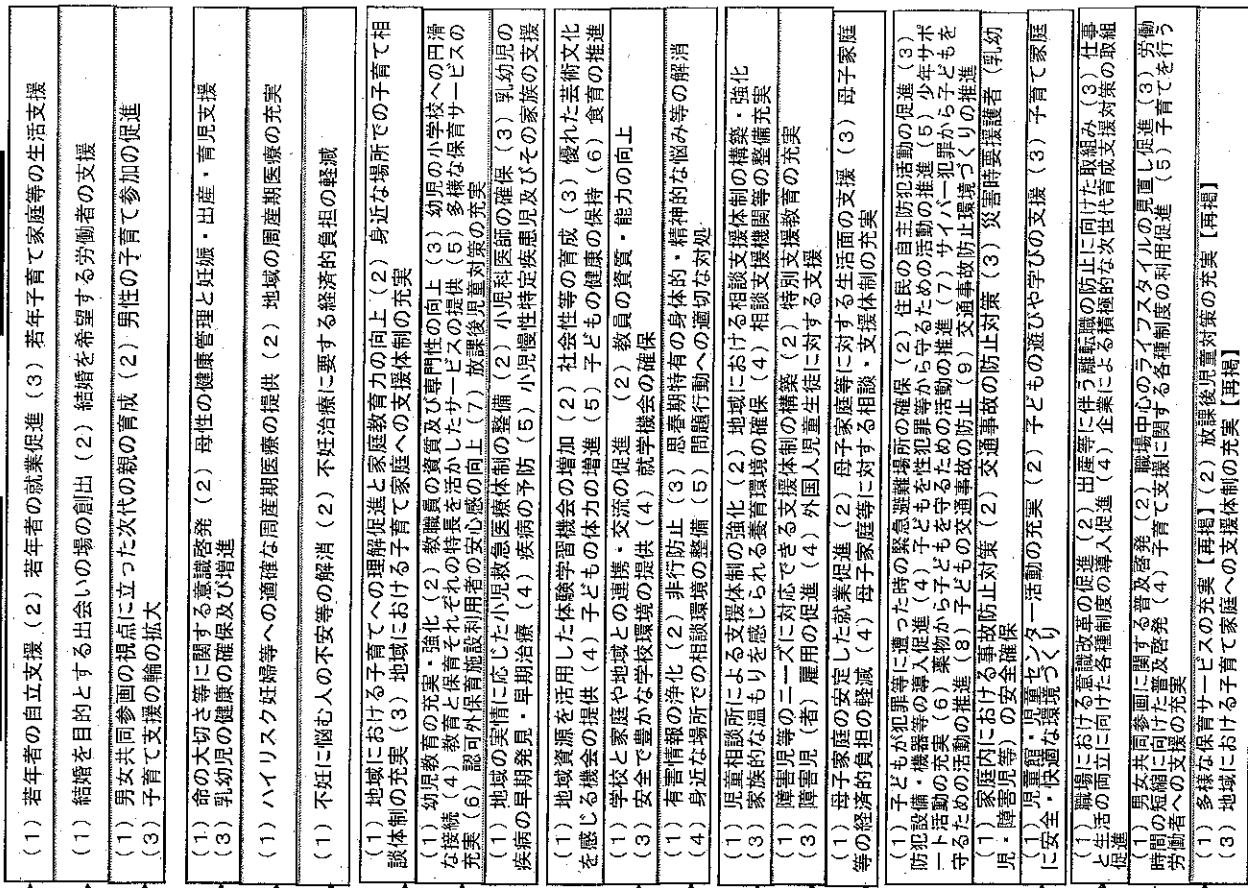
21の基本施策



81の具体的な施策



85の目標指標



愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項について

必須 記載事項	記載事項の内容	対応方針
1. 県設定区域の設定	教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定める。	今後、教育・保育施設の認可・認定に際して需給調整の判断基準となるため、市町から意見を聞き、調整する。
2. 各年度における教育・保育量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項	①各年度における教育・保育の量の見込み、 ②教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、を定める。	市町の地域子ども・子育て支援事業計画の集計結果を基に調整する。
3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	①県設定区域毎の認定こども園の目標設置数、設置時期、 ②幼稚園、保育所から認定こども園への移行に係る支援や認定こども園普及に係る基本的考え方、 ③教育・保育等の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、 ④教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携並びに、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の連携の推進方策、を定める。	今後、国が実施する施設への意向調査、市町の地域子ども・子育て支援事業計画、さらには現在、施設の所管毎に行っている支援策等を踏まえ、あり方を検討していきたい。また、幼稚園、保育所等の所管課と小学校所管課とで連携方策を調整する。
4. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項を定める。	国が、特定教育・保育等を行う者の見込数を算出するワークシートを作成する予定と聞いていることから、市町における需給動向とワークシート活用により見込数を把握した上で、現在、施設の所管毎に行っている職員の確保策や資質向上のための支援等を踏まえ措置方策を検討する。
5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	①児童虐待防止対策、 ②社会的養護体制の充実、 ③母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、 ④障害児施策の推進、といった県の実状に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を記載する。	県が実施している施策を分析した上で、今後の方針や市町との連携の在り方を検討する。

任意 記載事項	事項の詳細	対応方針
1. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、県の実状に応じた施策を定める。	次世代法に基づく「県行動計画」及び母子寡婦法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の性格を併せ持つ計画となるため、その趣旨を踏まえて記載する。
2. 教育・保育情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育情報、実施体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定める。	より透明性の高い制度とするため、定めることとする。
3. 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	市町事業計画策定時及び施設の利用定員設定時における県と市町の協議及び調整に係る事項を定める。	市町との連携を推進するとともに、新制度の円滑な実施を図るため定める。

次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント

(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

10年間の延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

指針の内容を充実・強化

地方公共団体行動計画の策定

- ① 市町村行動計画
 - 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等
- ② 都道府県行動計画

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

現行の認定制度の充実

事業主行動計画の策定・届出

- ① 一般事業主行動計画(企業等)
 - ・ 大企業(301人以上): 義務
 - ・ 中小企業(101人以上): 義務(23年4月～)
 - ・ 中小企業(100人以下): 努力義務

一定の基準を満たした企業を認定



- ② 特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

新たな認定(特例認定)制度の創設

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

策定支援等

次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

※ 赤丸： 今回の改正法による改正内容、青丸： 今後の省令及び指針の見直しに係る検討内容

3. 都道府県子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。

○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しよとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

<任意記載事項>

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

3. 都道府県子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

